

区民委員会議案説明資料

令和7年12月5日

件名	頁
1 第116号議案 足立区江北多目的運動場条例	2
2 第117号議案 足立区地域学習センターの指定管理者の指定について	10
3 第118号議案 足立区立図書館の指定管理者の指定について	18
4 第119号議案 足立区地域体育館の指定管理者の指定について	26

(地域のちから推進部)

第116号議案説明資料

令和7年12月5日

件名	足立区江北多目的運動場条例																																
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課																																
1 制定理由	<p>高野小学校跡地に設置するスポーツ施設に関し必要な事項を定めることにより、区民の健康及び体力増進を図るとともに、地域住民相互の交流及び学習活動を推進し、もって体育、スポーツの振興及び地域住民の福祉の向上に寄与することを目的に制定する。</p>																																
2 運動場の概要	<p>(1) 名称 足立区江北多目的運動場 (2) 愛称名 高野スポーツパーク (3) 所在地 足立区江北五丁目4番1号 (4) 利用時間 午前9時から午後9時まで (5) 休場日 年末年始（12月29日から1月3日まで） (6) 施設概要</p> <table border="1"><thead><tr><th>施設名等</th><th>概要</th></tr></thead><tbody><tr><td>敷地面積</td><td>13,013.42m²</td></tr><tr><td>管理棟</td><td>木造平屋、延床面積557.20m²</td></tr><tr><td>多目的広場</td><td>全面人工芝、8,243.50m²</td></tr><tr><td>多目的室</td><td>45m²（定員24名）×2室 パーテーション開放により2室繋げて使用可</td></tr><tr><td>ウォーキングコース</td><td>1周約400m (西側歩行者自転車専用道路含む)</td></tr><tr><td>ナイター照明</td><td>6基</td></tr><tr><td>駐輪場</td><td>スライドラック100台、平置き50台</td></tr><tr><td>駐車場</td><td>普通車用4台、障がい者用2台、 マイクロバス用1台</td></tr><tr><td>バイク置場</td><td>4台</td></tr></tbody></table> <p>(7) 使用料</p> <table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>多目的広場</td><td>1,600円／1時間（半面使用時は半額）</td></tr><tr><td>ナイター照明</td><td>1,000円／1時間（半面使用時は半額）</td></tr><tr><td>多目的室（1室）</td><td>500円／1時間</td></tr><tr><td>駐車場</td><td>普通車：100円／30分（※） マイクロバス：200円／30分（※） ※ 上限額は規則で定める予定</td></tr><tr><td>駐輪場／バイク置場</td><td>無料</td></tr></tbody></table>	施設名等	概要	敷地面積	13,013.42m ²	管理棟	木造平屋、延床面積557.20m ²	多目的広場	全面人工芝、8,243.50m ²	多目的室	45m ² （定員24名）×2室 パーテーション開放により2室繋げて使用可	ウォーキングコース	1周約400m (西側歩行者自転車専用道路含む)	ナイター照明	6基	駐輪場	スライドラック100台、平置き50台	駐車場	普通車用4台、障がい者用2台、 マイクロバス用1台	バイク置場	4台	施設名	使用料	多目的広場	1,600円／1時間（半面使用時は半額）	ナイター照明	1,000円／1時間（半面使用時は半額）	多目的室（1室）	500円／1時間	駐車場	普通車：100円／30分（※） マイクロバス：200円／30分（※） ※ 上限額は規則で定める予定	駐輪場／バイク置場	無料
施設名等	概要																																
敷地面積	13,013.42m ²																																
管理棟	木造平屋、延床面積557.20m ²																																
多目的広場	全面人工芝、8,243.50m ²																																
多目的室	45m ² （定員24名）×2室 パーテーション開放により2室繋げて使用可																																
ウォーキングコース	1周約400m (西側歩行者自転車専用道路含む)																																
ナイター照明	6基																																
駐輪場	スライドラック100台、平置き50台																																
駐車場	普通車用4台、障がい者用2台、 マイクロバス用1台																																
バイク置場	4台																																
施設名	使用料																																
多目的広場	1,600円／1時間（半面使用時は半額）																																
ナイター照明	1,000円／1時間（半面使用時は半額）																																
多目的室（1室）	500円／1時間																																
駐車場	普通車：100円／30分（※） マイクロバス：200円／30分（※） ※ 上限額は規則で定める予定																																
駐輪場／バイク置場	無料																																

(8) 想定する使用用途

施設名	用途
多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> ① 11人制サッカー（全面使用で1コート） ② 8人制（学童）サッカー（1／2面使用で1コート） ③ フットサル（1／4面使用で1コート） ④ フライングディスク（全面使用） ⑤ グラウンドゴルフ（1／2面使用） ⑥ 健康体操、親子体操 ⑦ 近隣学校・幼稚園・保育園が開催する行事 など
多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ① 多目的広場で大会を開催する際の大会本部 ② 各種会議や講義 ③ 卓球、ヨガなどの軽運動 ④ コーラス程度の大きな音が出ない音楽活動 (音が敷地外に漏れない程度) など

3 条例案

別紙1のとおり

4 施行年月日

令和8年4月1日

5 今後の方針

本議案が可決された際には、開設に向け施設運営に必要な規定の整備を進める。

【参考】イメージパース



○足立区江北多目的運動場条例（案）

令和7年12月 日条例第 号

（目的）

第1条 この条例は、足立区江北多目的運動場（以下「運動場」という。）を設置することにより、区民の健康及び体力増進を図るとともに、地域住民相互の交流及び学習活動を推進し、もって体育、スポーツの振興及び地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区江北多目的運動場

位置 東京都足立区江北五丁目4番1号

（事業）

第3条 運動場は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康の増進及び体力の向上に関すること。
- (2) 体育並びにスポーツの普及及び指導に関すること。
- (3) 地域住民の相互の交流及び学習活動に関すること。
- (4) 施設の使用に関すること。
- (5) 前各号のほか、区長が必要と認める事業

（施設）

第4条 運動場の施設は、次のとおりとする。

- (1) 多目的広場
- (2) 多目的室
- (3) ウォーキングコース
- (4) 駐車場
- (5) その他区長が定める施設

（休場日）

第5条 運動場の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から同月3日まで
- (2) 12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、臨時に休場日を定めることができる。

(開場時間)

第6条 運動場の開場時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、開場時間を変更することができる。

(区民無料公開の日)

第7条 区長は、区民に対する体育及びスポーツの振興を図るため、特定の日に施設を無料で公開することができる。

(使用の承認)

第8条 第4条第1号及び第2号に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際し、管理上必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(使用の不承認)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する使用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) 施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が使用を不適当と認めたとき。

(使用料)

第10条 第8条第1項に規定する使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。

2 駐車場の使用者は、別表第2に定める額を限度として規則で定める使用料を自動車の出場時に納入しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第13条 使用者は、運動場に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備を用途目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消等)

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項に規定する使用の承認を取り消し、又は使用の停止若しくは制限をすることができる。

- (1) 第9条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 使用の目的又は第8条第2項の規定により付した使用の条件に違反したとき。
- (3) この条例若しくは規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
- (4) 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が運動場の管理上特に必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止され、若しくは使用を制限されたときもまた同様とする。

2 第18条第1項の規定により運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者は、運動場の使用に際し、施設等に損害を与えた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、施設等に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(入場の拒否等)

第17条 区長又は指定管理者は、運動場の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者に対し、入場を拒否し、又は退場させることができる。

(指定管理者による管理)

第18条 運動場の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規

定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第5条第2項	区長は、必要があると認めたときは	第18条第1項の規定により運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めたときは、区長の承認を受けて
第7条	区長は	指定管理者は、区長の承認を受けて
第8条、第9条、第11条、第13条及び第14条	区長	指定管理者
第15条第2項	第18条第1項の規定により運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）	指定管理者

3 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

（指定管理者の指定）

第19条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により運動場の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者選定審査会への諮問）

第20条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区地域学習センター条例（平成13年足立区条例第34号）第19条第1項に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会に諮問するものとする。

(指定管理者の業務範囲)

第21条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業（区長の権限に属するものを除く。）
 - (2) 運動場の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が運動場の管理運営に必要があると認める業務
- (管理の基準)

第22条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び運動場の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、運動場を使用する者の個人情報が適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、運動場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(生涯学習関連施設指定管理者評価委員会への諮問)

第23条 指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立区地域学習センター条例第22条第1項に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会に諮問するものとする。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 運動場の施設に係る申請その他の行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

別表第1 (第10条関係)

使用料

施設名	単位	使用料
多目的広場	1時間	1,600円
夜間照明施設		1,000円
多目的室1		500円
多目的室2		500円

備考

- 1 多目的広場を2分の1に区分して使用する場合は、規定使用料の5割の額とする。夜間照明施設も同様の扱いとする。
- 2 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

別表第2 (第10条関係)

駐車場使用料

単位	区分	使用料
30分につき	普通車	100円 ただし、出場1回につき徴収できる額は、1,000円を限度として規則で定める額とする。
	マイクロバス	200円 ただし、出場1回につき徴収できる額は、2,000円を限度として規則で定める額とする。

備考

- 1 使用時間が30分未満のとき又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。
- 2 駐車場を使用できる時間を経過しても自動車を出場させない使用者については、ただし書の規定は適用しない。
- 3 区長又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。

第117号議案説明資料

令和7年12月5日

件名	足立区地域学習センターの指定管理者の指定について																																																					
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課																																																					
	足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会における選定審査の結果、次のとおり候補者を選定したので、令和7年第4回足立区議会定例会における議決を経て指定管理者として指定する。																																																					
内 容	1 対象施設及び候補者																																																					
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>施設名</th><th>応募</th><th>候補者</th><th>現在の指定管理者</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>足立区竹の塚 地域学習センター</td><td>1社</td><td>ヤオキン商事 株式会社</td><td>同左</td></tr><tr><td>2</td><td>足立区中央本町 地域学習センター</td><td>1社</td><td>ヤオキン商事 株式会社</td><td>同左</td></tr><tr><td>3</td><td>足立区東和 地域学習センター</td><td>2社</td><td>ヤオキン・ A S C C 共同事業体※</td><td>みんなでつくる あだちの未来共同事業体</td></tr><tr><td>4</td><td>足立区佐野 地域学習センター</td><td>1社</td><td>株式会社 グランディオサービス</td><td>同左</td></tr><tr><td>5</td><td>足立区江北 地域学習センター</td><td>2社</td><td>株式会社ティー・エム・ エンタープライズ</td><td>同左</td></tr><tr><td>6</td><td>足立区新田 地域学習センター</td><td>2社</td><td>株式会社ティー・エム・ エンタープライズ</td><td>株式会社 グランディオサービス</td></tr><tr><td>7</td><td>足立区興本 地域学習センター</td><td>1社</td><td>株式会社ティー・エム・ エンタープライズ</td><td>同左</td></tr><tr><td>8</td><td>足立区伊興 地域学習センター</td><td>1社</td><td>株式会社 グランディオサービス</td><td>同左</td></tr><tr><td>9</td><td>足立区鹿浜 地域学習センター</td><td>1社</td><td>ヤオキン商事 株式会社</td><td>同左</td></tr></tbody></table>					施設名	応募	候補者	現在の指定管理者	1	足立区竹の塚 地域学習センター	1社	ヤオキン商事 株式会社	同左	2	足立区中央本町 地域学習センター	1社	ヤオキン商事 株式会社	同左	3	足立区東和 地域学習センター	2社	ヤオキン・ A S C C 共同事業体※	みんなでつくる あだちの未来共同事業体	4	足立区佐野 地域学習センター	1社	株式会社 グランディオサービス	同左	5	足立区江北 地域学習センター	2社	株式会社ティー・エム・ エンタープライズ	同左	6	足立区新田 地域学習センター	2社	株式会社ティー・エム・ エンタープライズ	株式会社 グランディオサービス	7	足立区興本 地域学習センター	1社	株式会社ティー・エム・ エンタープライズ	同左	8	足立区伊興 地域学習センター	1社	株式会社 グランディオサービス	同左	9	足立区鹿浜 地域学習センター	1社	ヤオキン商事 株式会社	同左
	施設名	応募	候補者	現在の指定管理者																																																		
1	足立区竹の塚 地域学習センター	1社	ヤオキン商事 株式会社	同左																																																		
2	足立区中央本町 地域学習センター	1社	ヤオキン商事 株式会社	同左																																																		
3	足立区東和 地域学習センター	2社	ヤオキン・ A S C C 共同事業体※	みんなでつくる あだちの未来共同事業体																																																		
4	足立区佐野 地域学習センター	1社	株式会社 グランディオサービス	同左																																																		
5	足立区江北 地域学習センター	2社	株式会社ティー・エム・ エンタープライズ	同左																																																		
6	足立区新田 地域学習センター	2社	株式会社ティー・エム・ エンタープライズ	株式会社 グランディオサービス																																																		
7	足立区興本 地域学習センター	1社	株式会社ティー・エム・ エンタープライズ	同左																																																		
8	足立区伊興 地域学習センター	1社	株式会社 グランディオサービス	同左																																																		
9	足立区鹿浜 地域学習センター	1社	ヤオキン商事 株式会社	同左																																																		
	※ 代表団体はヤオキン商事株式会社、構成団体は特定非営利活動法人A S C C。後者は、スポーツ関連事業のプランニング、綾瀬地域諸団体との連絡・調整業務等を担う予定。																																																					
	2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）																																																					

3 候補者となった理由・ポイント

施設名	候補者となった理由・ポイント
1 竹の塚	老朽化した施設を「昭和レトロ」な装飾や演出を加えることで、懐かしさと親しみのある施設イメージを創出したいという前向きな姿勢を評価する。
2 中央本町	施設周辺住民は20代・30代の若者世代の居住割合が高いと分析し、若者世代の「やりたいことがかなう」事業を展開していこうとする姿勢が的確である。
3 東和	地域連携において、実行性の高い具体的な提案がなされた。統括責任者が自らの言葉で的確に応えており、今後の運営に期待が持てる。
4 佐野	三方が河川に囲まれる地域特性による水害リスクを踏まえ、「さの防災プロジェクト」を主要事業に据えた点は地域防災ネットワーク構築に資すると認められる。
5 江北	江北地域のエリアデザインの中核である「健康」に即した事業提案と、これまでの地域連携の実績を更に発展させていく姿勢が評価できる。
6 新田	居住年数5年未満や子育て世代の住民が多い地域特性に着目し、住民自ら地域の魅力を発見し交流を深めるため、自転車を主要事業に据えた発想は独自性がある。提案通りの事業実現に期待する。
7 興本	主要事業の「インクルーシブ音楽祭」は地域の声を基に企画されており、これまでの地域連携の取組が着実に積み重ねられている。また、実現可能性の高い事業が提案されていた。
8 伊興	「緑・食・アート」という身近な分野を主要事業に据え、施設未利用者を取り込もうという意図が明確である。加えて、これまでの運営実績も安定している。
9 鹿浜	個人利用のニーズ増加を踏まえた今後のビジョン「みんなのリビング」が的確であり、更にその実現に向けた事業も現実的かつ一貫性がある。

4 指定管理料

施設名	指定管理料（見積金額）※すべて税込
1 竹の塚	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ①非精算 199, 822, 000円 ②要精算（光熱水費、小破修繕費）12, 800, 000円 合計 (①+②) 212, 622, 000円 (2) 前回選定期（令和3年度） 170, 957, 800円 (3) 前回との差額 +41, 664, 200円
2 中央本町	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ①非精算 159, 783, 000円 ②要精算（光熱水費、小破修繕費）9, 260, 000円 合計 (①+②) 169, 043, 000円 (2) 前回選定期（令和3年度） 146, 315, 492円 (3) 前回との差額 +22, 727, 508円
3 東和	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ①非精算 184, 331, 000円 ②要精算（光熱水費、小破修繕費）8, 367, 000円 合計 (①+②) 192, 698, 000円 (2) 前回選定期（令和3年度） 152, 553, 800円 (3) 前回との差額 +40, 144, 200円
4 佐野	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 150, 360, 320円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費）5, 507, 000円 合計 (①+②) 155, 867, 320円 (2) 前回選定期（令和3年度） 126, 497, 254円 (3) 前回との差額 +29, 370, 066円
5 江北	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 156, 950, 420円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費）4, 473, 000円 合計 (①+②) 161, 423, 420円 (2) 前回選定期（令和3年度） 122, 783, 262円 (3) 前回との差額 +38, 640, 158円
6 新田	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 134, 451, 240円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費）2, 576, 000円 合計 (①+②) 137, 027, 240円 (2) 前回選定期（令和3年度） 113, 566, 560円 (3) 前回との差額 +23, 460, 680円

施設名	指定管理料（見積金額）※すべて税込	
7 興本	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 154, 238, 040円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費）4, 225, 000円 合計 (①+②) 158, 463, 040円 (2) 前回選定時（令和3年度） 120, 684, 330円 (3) 前回との差額 +37, 778, 710円	
8 伊興	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 160, 109, 180円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費）2, 635, 000円 合計 (①+②) 162, 744, 180円 (2) 前回選定時（令和3年度） 135, 067, 036円 (3) 前回との差額 +27, 677, 144円	
9 鹿浜	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 154, 306, 000円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費）4, 115, 000円 合計 (①+②) 158, 421, 000円 (2) 前回選定時（令和3年度） 113, 699, 075円 (3) 前回との差額 +44, 721, 925円	

※ 中央本町・東和・佐野・江北・興本・伊興・鹿浜地域学習センターは、図書館・体育館分を含む

※ 竹の塚・新田地域学習センターは、図書館分を含む。

※ 主な増加理由は、物価高騰に伴う施設管理費および事業費の上昇、労働報酬下限額改定に伴う人件費の上昇である。

5 候補者選定の経過

(1) 公募

令和7年4月1日から令和7年5月30日まで

(2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

開催	開催日	内容
第1回	令和7年5月13日	選定方法や評価項目等の確認
第2回	令和7年7月 8日 9日	第一次審査 書類審査
第3回	令和7年7月 29日 30日 31日 8月 5日	第二次審査 プレゼンテーション ヒアリング

イ 委員構成（計6名）

種別	氏名	役職等
学識経験者	【会長】 井川 憲太郎	法律事務所イガワ 弁護士
	岩崎 久美子	放送大学 教養学部 教授
	原田 隆史	八洲学園大学 生涯学習学部 生涯学習学科 教授 岐阜女子大学 特任教授
	松井 高光	帝京科学大学 教育人間科学部 学校教育学科 講師
区内関係団体	田中 ひろ子	足立区スポーツ協会 会長
区職員	臺 富士夫	足立区 建築防災課長 (都市建設部参事 事務取扱)

ウ 審査項目及び審査結果

別添資料「指定管理者の指定について」を参照

（3）候補者の各種調査の実施結果

ア 財務状況調査の結果

税理士による財務状況調査を実施し、結果は以下のとおりとなつた。

事業者名	総合評価	税理士のコメント	
ヤオキン商事 株式会社	最適合	借入による設備投資等により自己資本比率が低いが、直近の決算において最低基準を満たしている。売上総利益率も安定している。	
ヤオキン・ ASCC 共同事業体	【代表団体】 ヤオキン商事 株式会社	最適合	同上
	【構成団体】 特定非営利活動 法人ASCC	適合※	3年間を見ると、事業活動は非常に小規模なものである。貸借対照表に自己資本がそのまま現預金になっている。これからの活動に期待を込めて、適合評価とする。
株式会社ディー・エム ・エンタープライズ	最適合	比較3年間において、すべて増収・増益であり、自己資本比率および流動比率が健全な比率であるため、企業の持続可能性は十分だと考える。	
株式会社 グランディオサービス	最適合	3年間売上高は同水準であるが、自己資本の比率に安定性があるといえ、借入金も少額なため、財務の安全性は高いといえる。	

※ 共同事業体の場合は、代表団体の調査結果で判断する。

イ 労働条件審査等

東和地域学習センターの候補者の構成団体である「特定非営利活動法人A S C C」に対して、社会保険労務士2名による労働条件審査を実施した。

事業者名	労働条件審査
特定非営利活動法人A S C C	合格

その他の事業者は、「足立区の指定管理者選考における労働条件審査の実施に関する要綱」に基づき、令和4年度及び5年度に実施した労働条件審査の結果、「合格」となっているため、令和7年度の審査は省略する。

(参考) 足立区の指定管理者選考における労働条件審査の実施に関する要綱

第2条第2項

選定候補者が、選定候補者となった日の4年前の日の属する年度の初日から当該労働条件審査を実施するまでの間に同様の審査を受けて適正であったことを確認できる場合は、労働条件審査を省略することができる。

【参考】候補者の職員平均勤続年数及び平均給与

ア 平均勤続年数

事業者名	平均勤続年数	
	令和2年	令和7年
ヤオキン商事株式会社	約7年2か月	約10年7か月
特定非営利活動法人A S C C	—	約12年
株式会社 グランディオサービス	約7年11か月	約9年
株式会社ティー・エム・ エンタープライズ	約5年7か月	約6年5か月

イ 平均給与（月額）

事業者名	区分	平均給与（月額）	
		令和2年	令和7年
ヤオキン商事 株式会社	管理職	324,000円	454,254円
	常勤職員	231,000円	265,233円
	非常勤職員（月額制）	対象労働者なし	122,635円
	短時間労働者（時給制）	1,060円	1,350円

事業者名	区分	平均給与（月額）	
		令和2年	令和7年
特定非営利活動法人 A S C C	管理職	—	0円
	常勤職員	—	対象労働者なし
	非常勤職員（月額制）	—	対象労働者なし
	短時間労働者（時給制）	—	1, 300円
株式会社 グランディオ サービス	管理職	295, 509円	438, 458円
	常勤職員	218, 063円	305, 329円
	非常勤職員（月額制）	対象労働者なし	対象労働者なし
	短時間労働者（時給制）	1, 060円	1, 350円
株式会社 ティー・エム・ エンター プライズ	管理職	371, 132円	412, 659円
	常勤職員	252, 071円	277, 492円
	非常勤職員（月額制）	対象労働者なし	対象労働者なし
	短時間労働者（時給制）	1, 209円	1, 386円

※ 東京都の最低賃金基準は、令和2年10月1日時点です
1, 013円、令和7年10月3日時点で1, 226円である。

※ 足立区公契約条例における労働報酬下限額は、令和2年度が
1, 060円、令和7年度が1, 350円である。

※ なお、特定非営利活動法人A S C Cは、令和8年度より公契約
条例の適用となり、労働報酬下限額を遵守することを確認した。

6 添付資料

別添資料「指定管理者の指定について」

7 今後の方針

本議案が可決された際には、教育長と指定管理者との間で協定書を締結し、令和8年4月1日から指定管理者による管理運営業務を実施する。

なお、東和地域学習センターおよび新田地域学習センターにおいては、
指定管理者が変更となるため、以下の通り引継ぎを行う。

(1) スケジュール

区職員が立ち会いの上で、次のスケジュールにて引継ぎを実施。

- ① 令和8年1月 初旬：新規・現行事業者顔合わせ
- ② 令和8年1月～3月：引継ぎ定例会（月2回実施）
- ③ 令和8年4月 1日：新指定管理者による運営開始

(2) 臨時休館

引継ぎおよび新年度準備のため、3月30日（月）・31日（火）の2日間を臨時休館とする。

(3) 本議案で可決された際には、速やかに登録団体へ周知するほか、館内掲示やホームページ、あだち広報にて利用者へ広く周知する。

第118号議案説明資料

令和7年12月5日

件名	足立区立図書館の指定管理者の指定について																																																										
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館																																																										
	足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会における選定審査の結果、次のとおり候補者を選定したので、令和7年第4回足立区議会定例会における議決を経て指定管理者として指定する。																																																										
<p>1 対象施設及び候補者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>応募</th> <th>候補者</th> <th>現在の指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>足立区立竹の塚図書館</td> <td>1社</td> <td>ヤオキン商事株式会社</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>足立区立やよい図書館</td> <td>1社</td> <td>ヤオキン商事株式会社</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>足立区立東和図書館</td> <td>2社</td> <td>ヤオキン・ASCC共同事業体※</td> <td>みんなでつくるあだちの未来共同事業体</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>足立区立佐野図書館</td> <td>1社</td> <td>株式会社グランディオサービス</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>足立区立江北図書館</td> <td>2社</td> <td>株式会社ティー・エム・エンタープライズ</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>足立区立江南コミュニティ図書館</td> <td>1社</td> <td>株式会社ティー・エム・エンタープライズ</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>足立区立新田コミュニティ図書館</td> <td>2社</td> <td>株式会社ティー・エム・エンタープライズ</td> <td>株式会社グランディオサービス</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>足立区立興本図書館</td> <td>1社</td> <td>株式会社ティー・エム・エンタープライズ</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>足立区立伊興図書館</td> <td>1社</td> <td>株式会社グランディオサービス</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>足立区立鹿浜図書館</td> <td>1社</td> <td>ヤオキン商事株式会社</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>						施設名	応募	候補者	現在の指定管理者	1	足立区立竹の塚図書館	1社	ヤオキン商事株式会社	同左	2	足立区立やよい図書館	1社	ヤオキン商事株式会社	同左	3	足立区立東和図書館	2社	ヤオキン・ASCC共同事業体※	みんなでつくるあだちの未来共同事業体	4	足立区立佐野図書館	1社	株式会社グランディオサービス	同左	5	足立区立江北図書館	2社	株式会社ティー・エム・エンタープライズ	同左	6	足立区立江南コミュニティ図書館	1社	株式会社ティー・エム・エンタープライズ	同左	7	足立区立新田コミュニティ図書館	2社	株式会社ティー・エム・エンタープライズ	株式会社グランディオサービス	8	足立区立興本図書館	1社	株式会社ティー・エム・エンタープライズ	同左	9	足立区立伊興図書館	1社	株式会社グランディオサービス	同左	10	足立区立鹿浜図書館	1社	ヤオキン商事株式会社	同左
	施設名	応募	候補者	現在の指定管理者																																																							
1	足立区立竹の塚図書館	1社	ヤオキン商事株式会社	同左																																																							
2	足立区立やよい図書館	1社	ヤオキン商事株式会社	同左																																																							
3	足立区立東和図書館	2社	ヤオキン・ASCC共同事業体※	みんなでつくるあだちの未来共同事業体																																																							
4	足立区立佐野図書館	1社	株式会社グランディオサービス	同左																																																							
5	足立区立江北図書館	2社	株式会社ティー・エム・エンタープライズ	同左																																																							
6	足立区立江南コミュニティ図書館	1社	株式会社ティー・エム・エンタープライズ	同左																																																							
7	足立区立新田コミュニティ図書館	2社	株式会社ティー・エム・エンタープライズ	株式会社グランディオサービス																																																							
8	足立区立興本図書館	1社	株式会社ティー・エム・エンタープライズ	同左																																																							
9	足立区立伊興図書館	1社	株式会社グランディオサービス	同左																																																							
10	足立区立鹿浜図書館	1社	ヤオキン商事株式会社	同左																																																							
<p>※ 代表団体はヤオキン商事株式会社、構成団体は特定非営利活動法人ASCC。後者は、スポーツ関連事業のプランニング、綾瀬地域諸団体との連絡・調整業務等を担う予定。</p>																																																											

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 候補者となった理由・ポイント

	施設名	候補者となった理由・ポイント
1	竹の塚	老朽化した施設を「昔ながら」と捉え、心温まる雰囲気を演出し、また、図書館スペースを整理して親子でくつろげる空間作りを進めていく姿勢を評価する。
2	やよい	「図書館ってなんだか楽しい」と思ってもらえるように、まずは、「おもしろそう」と興味を持ってもらえる様々な事業を提案されていることに期待を持てる。
3	東和	親子連れの利用者が多いことや独立した児童コーナーがある施設の特色を生かした、居心地の良い環境づくりの提案がなされていた。
4	佐野	主要事業である「さの防災プロジェクト」に関連して、防災おはなし会など図書館発進の防災事業展開により、特に子供たちの防災意識向上に資すると認められる。
5	江北	地域の特性を生かした「健康」をテーマとした図書館づくりや、「つながり」「居場所」を意識した事業展開に期待する。
6	江南 コミュニティ	比較的新しい施設であり、子どもも利用しやすい雰囲気がある点を評価した。これまでの安定した運営実績を踏まえつつ、待ちの姿勢にとどまらず、アウトリーチなど積極的な事業展開の実現にも期待する。
7	新田 コミュニティ	分析に基づいた地域に根ざした提案がされており、幅広い年齢層に対する企画や連携事業も多く、情報発信を含めた事業実現に期待できる。
8	興本	これまでの事業実績に加え、地域の特性やニーズを的確に捉え、更にプラッシュアップした事業展開により、人と本、人と人をつなぐきっかけとなるような図書館づくりに期待が持てる。
9	伊興	テーブルゲームやおはなし会をきっかけに多世代・多文化交流を図るなど、図書館を利用したことがない層へのアプローチや読書推進に対する姿勢が評価できる。
10	鹿浜	日常に本がなじむ環境作りというコンセプトの基、施設内にいたるところに本棚を設置する「ブックリビング」は、実現に向けて期待できる。

4 指定管理料

施設名	指定管理料（見積金額）※すべて税込
1 竹の塚	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ①非精算 199,822,000円 ②要精算（光熱水費、小破修繕費）12,800,000円 合計 (①+②) 212,622,000円 (2) 前回選定期（令和3年度） 170,957,800円 (3) 前回との差額 +41,664,200円
2 やよい	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ①非精算 159,783,000円 ②要精算（光熱水費、小破修繕費）9,260,000円 合計 (①+②) 169,043,000円 (2) 前回選定期（令和3年度） 146,315,492円 (3) 前回との差額 +22,727,508円
3 東和	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ①非精算 184,331,000円 ②要精算（光熱水費、小破修繕費）8,367,000円 合計 (①+②) 192,698,000円 (2) 前回選定期（令和3年度） 152,553,800円 (3) 前回との差額 +40,144,200円
4 佐野	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 150,360,320円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費）5,507,000円 合計 (①+②) 155,867,320円 (2) 前回選定期（令和3年度） 126,497,254円 (3) 前回との差額 +29,370,066円
5 江北	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 156,950,420円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費）4,473,000円 合計 (①+②) 161,423,420円 (2) 前回選定期（令和3年度） 122,783,262円 (3) 前回との差額 +38,640,158円
6 江南コミュニティ	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 54,298,000円 ② 要精算 0円 合計 (①+②) 54,298,000円 (2) 前回選定期（令和3年度） 49,773,000円 (3) 前回との差額 +4,525,000円

施設名	指定管理料（見積金額）※すべて税込	
新田 コミュニティ 7	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 134,451,240円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費）2,576,000円 合計 (①+②) 137,027,240円 (2) 前回選定時（令和3年度） 113,566,560円 (3) 前回との差額 +23,460,680円	
興本 8	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 154,238,040円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費）4,225,000円 合計 (①+②) 158,463,040円 (2) 前回選定時（令和3年度） 120,684,330円 (3) 前回との差額 +37,778,710円	
伊興 9	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 160,109,180円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費）2,635,000円 合計 (①+②) 162,744,180円 (2) 前回選定時（令和3年度） 135,067,036円 (3) 前回との差額 +27,677,144円	
鹿浜 10	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 154,306,000円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費）4,115,000円 合計 (①+②) 158,421,000円 (2) 前回選定時（令和3年度） 113,699,075円 (3) 前回との差額 +44,721,925円	

※ やよい・東和・佐野・江北・興本・伊興・鹿浜図書館は、学習センター・体育館分を含む。

※ 竹の塚・新田コミュニティ図書館は、学習センター分を含む。

※ 主な増加理由は、物価高騰に伴う施設管理費および事業費の上昇、労働報酬下限額改定に伴う人件費の上昇である。

5 候補者選定の経過

(1) 公募

令和7年4月1日から令和7年5月30日まで

(2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

開催	開催日	内容
第1回	令和7年5月13日	選定方法や評価項目等の確認
第2回	令和7年7月 8日 9日	第一次審査 書類審査

開催	開催日	内容
第3回	令和7年7月29日 30日 31日 8月 5日	第二次審査 プレゼンテーション ヒアリング

イ 委員構成（計6名）

種別	氏名	役職等
学識経験者	【会長】 井川 憲太郎	法律事務所イガワ 弁護士
	岩崎 久美子	放送大学 教養学部 教授
	原田 隆史	八洲学園大学 生涯学習学部 生涯学習学科 教授 岐阜女子大学 特任教授
	松井 高光	帝京科学大学 教育人間科学部 学校教育学科 講師
区内関係団体	田中 ひろ子	足立区スポーツ協会 会長
区 職 員	臺 富士夫	足立区 建築防災課長 (都市建設部参事 事務取扱)

ウ 審査項目及び審査結果

別添資料「指定管理者の指定について」を参照

（3）候補者の各種調査の実施結果

ア 財務状況調査の結果

税理士による財務状況調査を実施し、結果は以下のとおりとなつた。

事業者名	総合評価	税理士のコメント
ヤオキン商事 株式会社	最適合	借入による設備投資等により自己資本比率が低いが、直近の決算において最低基準を満たしている。売上総利益率も安定している。
ヤオキン・ A S C C 共 同 事 業 体	【代表団体】 ヤオキン商事 株式会社	最適合 同上
	【構成団体】 特定非営利活動 法人A S C C	適合* 3年間を見ると、事業活動は非常に小規模なものである。貸借対照表に自己資本がそのまま現預金になっている。これから活動に期待を込めて、適合評価とする。

事業者名	総合評価	税理士のコメント
株式会社ティー・エム・エンタープライズ	最適合	比較3年間において、すべて増収・増益であり、自己資本比率および流動比率が健全な比率であるため、企業の持続可能性は十分だと考える。
株式会社 グランディオサービス	最適合	3年間売上高は同水準であるが、自己資本の比率に安定性があるといえ、借入金も少額なため、財務の安全性は高いといえる。

※ 共同事業体の場合は、代表団体の調査結果で判断する。

イ 労働条件審査等

東和地域学習センターの候補者の構成団体である「特定非営利活動法人A S C C」に対して、社会保険労務士2名による労働条件審査を実施した。

事業者名	労働条件審査
特定非営利活動法人A S C C	合格

その他の事業者は、「足立区の指定管理者選考における労働条件審査の実施に関する要綱」に基づき、令和4年度及び5年度に実施した労働条件審査の結果、「合格」となっているため、令和7年度の審査は省略する。

(参考) 足立区の指定管理者選考における労働条件審査の実施に関する要綱

第2条第2項

選定候補者が、選定候補者となった日の4年前の日の属する年度の初日から当該労働条件審査を実施するまでの間に同様の審査を受けて適正であったことを確認できる場合は、労働条件審査を省略することができる。

【参考】候補者の職員平均勤続年数及び平均給与

ア 平均勤続年数

事業者名	平均勤続年数	
	令和2年	令和7年
ヤオキン商事株式会社	約7年2か月	約10年7か月
特定非営利活動法人A S C C	—	約12年
株式会社 グランディオサービス	約7年11か月	約9年
株式会社ティー・エム・エンタープライズ	約5年7か月	約6年5か月

イ 平均給与（月額）

事業者名	区分	平均給与（月額）	
		令和2年	令和7年
ヤオキン商事 株式会社	管理職	324,000円	454,254円
	常勤職員	231,000円	265,233円
	非常勤職員（月額制）	対象労働者なし	122,635円
	短時間労働者（時給制）	1,060円	1,350円
特定非営利 活動法人 A S C C	管理職	—	0円
	常勤職員	—	対象労働者なし
	非常勤職員（月額制）	—	対象労働者なし
	短時間労働者（時給制）	—	1,300円
株式会社 グランディオ サービス	管理職	295,509円	438,458円
	常勤職員	218,063円	305,329円
	非常勤職員（月額制）	対象労働者なし	対象労働者なし
	短時間労働者（時給制）	1,060円	1,350円
株式会社 ティー・エム・ エンター プライズ	管理職	371,132円	412,659円
	常勤職員	252,071円	277,492円
	非常勤職員（月額制）	対象労働者なし	対象労働者なし
	短時間労働者（時給制）	1,209円	1,386円

※ 東京都の最低賃金基準は、令和2年10月1日時点で

1,013円、令和7年10月3日時点で1,226円である。

※ 足立区公契約条例における労働報酬下限額は、令和2年度が

1,060円、令和7年度が1,350円である。

※ なお、特定非営利活動法人A S C Cは、令和8年度より公契約条例の適用となり、労働報酬下限額を遵守することを確認した。

6 添付資料

別添資料「指定管理者の指定について」

7 今後の方針

本議案が可決された際には、教育長と指定管理者との間で協定書を締結し、令和8年4月1日から指定管理者による管理運営業務を実施する。

なお、東和図書館および新田コミュニティ図書館においては、指定管理者が変更となるため、次の通り引継ぎを行う。

(1) スケジュール

区職員が立ち会いの上で、次のスケジュールにて引継ぎを実施。

- ① 令和8年1月 初旬：新規・現行事業者顔合わせ
- ② 令和8年1月～3月：引継ぎ定例会（月2回実施）
- ③ 令和8年4月 1日：新指定管理者による運営開始

(2) 臨時休館

引継ぎおよび新年度準備のため、通常休館日の3月31日（火）に
加え、3月30日（月）を臨時休館とする。

(3) 利用者への周知

本議案が可決された際には、館内掲示やホームページ、あだち広報
にて利用者へ広く周知する。

第119号議案説明資料

令和7年12月5日

件名	足立区地域体育館の指定管理者の指定について																																											
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課																																											
	足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会における選定審査の結果、次のとおり候補者を選定したので、令和7年第4回足立区議会定例会における議決を経て指定管理者として指定する。																																											
内 容	<p>1 対象施設及び候補者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>応募</th> <th>候補者</th> <th>現在の指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>足立区中央本町体育館</td> <td>1社</td> <td>ヤオキン商事株式会社</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>足立区東和体育館</td> <td>2社</td> <td>ヤオキン・A S C C 共同事業体※</td> <td>みんなでつくるあだちの未来共同事業体</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>足立区佐野体育館</td> <td>1社</td> <td>株式会社グランディオサービス</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>足立区江北体育館</td> <td>2社</td> <td>株式会社ティー・エム・エンタープライズ</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>足立区興本体育館</td> <td>1社</td> <td>株式会社ティー・エム・エンタープライズ</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>足立区伊興体育館</td> <td>1社</td> <td>株式会社グランディオサービス</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>足立区鹿浜体育館</td> <td>1社</td> <td>ヤオキン商事株式会社</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>					施設名	応募	候補者	現在の指定管理者	1	足立区中央本町体育館	1社	ヤオキン商事株式会社	同左	2	足立区東和体育館	2社	ヤオキン・A S C C 共同事業体※	みんなでつくるあだちの未来共同事業体	3	足立区佐野体育館	1社	株式会社グランディオサービス	同左	4	足立区江北体育館	2社	株式会社ティー・エム・エンタープライズ	同左	5	足立区興本体育館	1社	株式会社ティー・エム・エンタープライズ	同左	6	足立区伊興体育館	1社	株式会社グランディオサービス	同左	7	足立区鹿浜体育館	1社	ヤオキン商事株式会社	同左
	施設名	応募	候補者	現在の指定管理者																																								
1	足立区中央本町体育館	1社	ヤオキン商事株式会社	同左																																								
2	足立区東和体育館	2社	ヤオキン・A S C C 共同事業体※	みんなでつくるあだちの未来共同事業体																																								
3	足立区佐野体育館	1社	株式会社グランディオサービス	同左																																								
4	足立区江北体育館	2社	株式会社ティー・エム・エンタープライズ	同左																																								
5	足立区興本体育館	1社	株式会社ティー・エム・エンタープライズ	同左																																								
6	足立区伊興体育館	1社	株式会社グランディオサービス	同左																																								
7	足立区鹿浜体育館	1社	ヤオキン商事株式会社	同左																																								
	<p>※ 代表団体はヤオキン商事株式会社、構成団体は特定非営利活動法人A S C C。後者は、スポーツ関連事業のプランニング、綾瀬地域諸団体との連絡・調整業務等を担う予定。</p>																																											
	<p>2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）</p>																																											

3 候補者となった理由・ポイント

施設名	候補者となった理由・ポイント
1 中央本町	親子でも参加しやすく楽しめるスポーツを企画する他、ミニコミ誌のデザインを工夫しスポーツに参加して来なかつた層へ運動を始めるきっかけづくりを行う点を評価した。
2 東和	スポーツ離れにありがちな親子や子どもが参加しやすい事業を実施し、運動習慣のきっかけづくりへと繋げようとしている点を評価した。
3 佐野	SNS等の情報発信だけでなく声掛けや学校行事でのチラシ配布等、能動的な周知活動を行い、新規参加者獲得に向けて取り組む点を評価した。
4 江北	地域のテーマである「健康」を維持するための体操を楽しく習慣化する講座等、地域特性に合わせた企画を挙げている点を評価した。
5 興本	本で学んだ上で実技体験したり、講座参加者でTシャツづくり等、参加者が能動的に取り組む参加型の講座を企画している点を評価した。
6 伊興	利用者層拡大のため、親子で参加しやすいイベントを企画する等、運動離れが進む子どもへのスポーツ普及に向けて有効な事業の提案があったため。
7 鹿浜	1回からでも参加しやすい講座や親子で参加できる事業等、地域の連携を高めることに繋がる取り組みであると評価した。

4 指定管理料

施設名	指定管理料（見積金額） ※すべて税込	
1 中央本町	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ①非精算 159,783,000円 ②要精算（光熱水費、小破修繕費） 9,260,000円 合計 (①+②) 169,043,000円 (2) 前回選定時（令和3年度） 146,315,492円 (3) 前回との差額 +22,727,508円	

施設名	指定管理料（見積金額） ※すべて税込	
2 東和	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ①非精算 184,331,000円 ②要精算（光熱水費、小破修繕費） 8,367,000円 合計 (①+②) 192,698,000円 (2) 前回選定時（令和3年度） 152,553,800円 (3) 前回との差額 +40,144,200円	
3 佐野	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 150,360,320円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費） 5,507,000円 合計 (①+②) 155,867,320円 (2) 前回選定時（令和3年度） 126,497,254円 (3) 前回との差額 +29,370,066円	
4 江北	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 156,950,420円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費） 4,473,000円 合計 (①+②) 161,423,420円 (2) 前回選定時（令和3年度） 122,783,262円 (3) 前回との差額 +38,640,158円	
5 興本	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 154,238,040円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費） 4,225,000円 合計 (①+②) 158,463,040円 (2) 前回選定時（令和3年度） 120,684,330円 (3) 前回との差額 +37,778,710円	
6 伊興	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 160,109,180円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費） 2,635,000円 合計 (①+②) 162,744,180円 (2) 前回選定時（令和3年度） 135,067,036円 (3) 前回との差額 +27,677,144円	
7 鹿浜	(1) 令和8年度から令和12年度の各年度 ① 非精算 154,306,000円 ② 要精算（光熱水費、小破修繕費） 4,115,000円 合計 (①+②) 158,421,000円 (2) 前回選定時（令和3年度） 113,699,075円 (3) 前回との差額 +44,721,925円	

※ 学習センター・図書館分を含む

※ 主な増加理由は、物価高騰に伴う施設管理費および事業費の上昇、労働報酬下限額改定に伴う人件費の上昇である。

5 候補者選定の経過

(1) 公募

令和7年4月1日から令和7年5月30日まで

(2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

開催	開催日	内容
第1回	令和7年5月13日	選定方法や評価項目等の確認
第2回	令和7年7月 8日 9日	第一次審査 書類審査
第3回	令和7年7月29日 30日 31日 8月 5日	第二次審査 プレゼンテーション ヒアリング

イ 委員構成（計6名）

種別	氏名	役職等
学識経験者	【会長】 井川 憲太郎	法律事務所イガワ 弁護士
	岩崎 久美子	放送大学 教養学部 教授
	原田 隆史	八洲学園大学 生涯学習学部 生涯学習学科 教授 岐阜女子大学 特任教授
	松井 高光	帝京科学大学 教育人間科学部 学校教育学科 講師
区内関係団体	田中 ひろ子	足立区スポーツ協会 会長
区職員	臺 富士夫	足立区 建築防災課長 (都市建設部参事 事務取扱)

ウ 審査項目及び審査結果

別添資料「指定管理者の指定について」を参照

(3) 候補者の各種調査の実施結果

ア 財務状況調査の結果

税理士による財務状況調査を実施し、結果は以下のとおりとなつた。

事業者名	総合評価	税理士のコメント
ヤオキン商事 株式会社	最適合	借入による設備投資等により自己資本比率が低いが、直近の決算において最低基準を満たしている。売上総利益率も安定している。

事業者名		総合評価	税理士のコメント
ヤオキン・ ASCC 共同事業体	【代表団体】 ヤオキン商事 株式会社	最適合	同上
	【構成団体】 特定非営利活動 法人ASCC	適合※	3年間を見ると、事業活動は非常に小規模なものである。貸借対照表に自己資本がそのまま現預金になっている。これからの活動に期待を込めて、適合評価とする。
株式会社ティー・エム ・エンタープライズ		最適合	比較3年間において、すべて増収・増益であり、自己資本比率および流動比率が健全な比率であるため、企業の持続可能性は十分だと考える。
株式会社 グランディオサービス	最適合		3年間売上高は同水準であるが、自己資本の比率に安定性があるといえ、借入金も少額なため、財務の安全性は高いといえる。

※ 共同事業体の場合は、代表団体の調査結果で判断する。

イ 労働条件審査等

東和地域学習センターの候補者の構成団体である「特定非営利活動法人ASCC」に対して、社会保険労務士2名による労働条件審査を実施した。

事業者名	労働条件審査
特定非営利活動法人ASCC	合格

その他の事業者は、「足立区の指定管理者選考における労働条件審査の実施に関する要綱」に基づき、令和4年度及び5年度に実施した労働条件審査の結果、「合格」となっているため、令和7年度の審査は省略する。

(参考) 足立区の指定管理者選考における労働条件審査の実施に関する要綱

第2条第2項

選定候補者が、選定候補者となった日の4年前の日の属する年度の初日から当該労働条件審査を実施するまでの間に同様の審査を受けて適正であったことを確認できる場合は、労働条件審査を省略することができる。

【参考】候補者の職員平均勤続年数及び平均給与

ア 平均勤続年数

事業者名	平均勤続年数	
	令和2年	令和7年
ヤオキン商事株式会社	約7年2か月	約10年7か月
特定非営利活動法人A S C C	—	約12年
株式会社 グランディオサービス	約7年11か月	約9年
株式会社ティー・エム・ エンタープライズ	約5年7か月	約6年5か月

イ 平均給与（月額）

事業者名	区分	平均給与（月額）	
		令和2年	令和7年
ヤオキン商事 株式会社	管理職	324,000円	454,254円
	常勤職員	231,000円	265,233円
	非常勤職員（月額制）	対象労働者なし	122,635円
	短時間労働者（時給制）	1,060円	1,350円
特定非営利 活動法人 A S C C	管理職	—	0円
	常勤職員	—	対象労働者なし
	非常勤職員（月額制）	—	対象労働者なし
	短時間労働者（時給制）	—	1,300円
株式会社 グランディオ サービス	管理職	295,509円	438,458円
	常勤職員	218,063円	305,329円
	非常勤職員（月額制）	対象労働者なし	対象労働者なし
	短時間労働者（時給制）	1,060円	1,350円
株式会社 ティー・エム・ エンター ープライズ	管理職	371,132円	412,659円
	常勤職員	252,071円	277,492円
	非常勤職員（月額制）	対象労働者なし	対象労働者なし
	短時間労働者（時給制）	1,209円	1,386円

※ 東京都の最低賃金基準は、令和2年10月1日時点で

1,013円、令和7年10月3日時点で1,226円である。

※ 足立区公契約条例における労働報酬下限額は、令和2年度が

1,060円、令和7年度が1,350円である。

※ なお、特定非営利活動法人A S C Cは、令和8年度より公契約条例の適用となり、労働報酬下限額を遵守することを確認した。

6 添付資料

別添資料「指定管理者の指定について」

7 今後の方針

本議案が可決された際には、教育長と指定管理者との間で協定書を締結し、令和8年4月1日から指定管理者による管理運営業務を実施する。

なお、東和体育館においては、指定管理者が変更となるため、以下の通り引継ぎを行う。

(1) スケジュール

区職員が立ち会いの上で、次のスケジュールにて引継ぎを実施。

- ① 令和8年1月 初旬：新規・現行事業者顔合わせ
- ② 令和8年1月～3月：引継ぎ定例会（月2回実施）
- ③ 令和8年4月 1日：新指定管理者による運営開始

(2) 臨時休館

引継ぎおよび新年度準備のため、3月30日（月）・31日（火）の2日間を臨時休館とする。

(3) 利用者への周知

本議案で可決された際には、速やかに登録団体へ周知するほか、館内掲示やホームページ、あだち広報にて利用者へ広く周知する。